

## 令和5年度「旭区タウンミーティング」の実施について

旭区では、地域課題について地域の皆様と区役所がともに考え、協働していくことを目的に、平成17年度よりタウンミーティングを実施しています。

令和5年度は、次のとおり実施しますので、開催を希望される地区は、希望調査票を御提出ください。

### 1 令和5年度実施内容

#### (1) 開催方法

**地域の皆様の関心が高い項目（1～2項目程度）をテーマとし、区長・関係職員との意見交換を実施**します。

※連合自治会町内会と区役所の共催で開催

#### 【テーマの例】

見守り活動、地域・福祉活動の拠点づくり、子育て支援、環境保全、青少年育成、文化・スポーツ活動、防災・防犯活動 等

#### (2) 開催時期

令和5年6月～9月（8月は除く）

### 2 依頼事項

開催を希望する場合は、別紙「令和5年度タウンミーティング開催希望調査票」に必要事項を記入いただき、御提出ください。

### 3 提出方法

【提出期限】原則開催希望日の2か月前

【提出先】Eメール：[as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp](mailto:as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp)

区役所窓口：旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口）

※総括支援担当へ直接お渡しいただいても構いません。

### 4 その他

各自治会・町内会からの御意見・御要望につきましては、別紙1「各種要望の連絡先フローチャート」別紙2「地域からの御意見・御要望の取りまとめについて」を御参考いただき、総括支援担当までご相談ください。

#### 【担当】

旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口）

奥村、打木、板橋

TEL：954-6028、FAX：955-3341

Eメール：[as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp](mailto:as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp)

提出期限：開催希望日の2か月前

## 令和5年度「タウンミーティング」開催希望調査票

地区名： \_\_\_\_\_ 連合会長名： \_\_\_\_\_

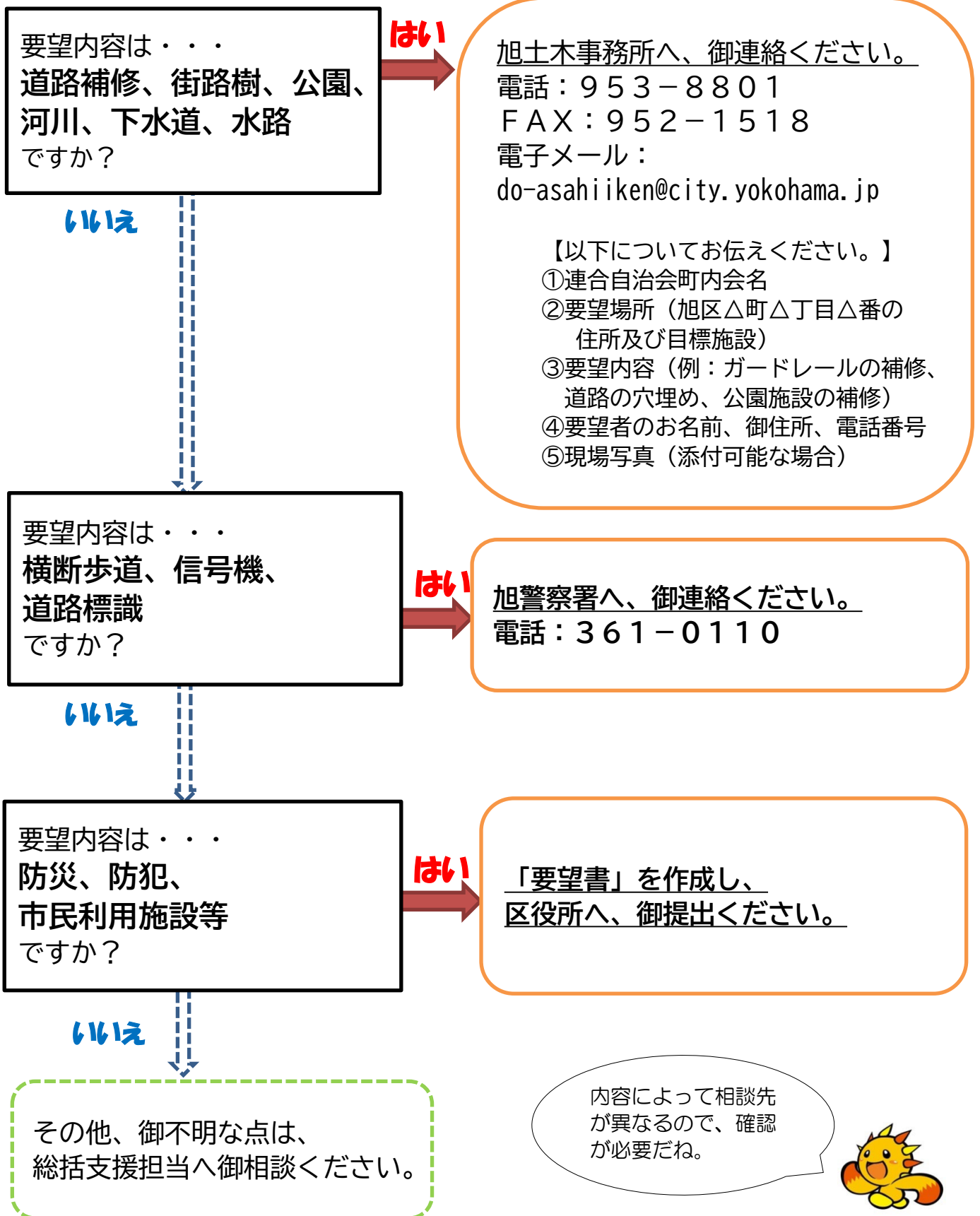
令和5年度「タウンミーティング」の開催について、御記入ください。

開催日時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :		
開催場所			
担当者連絡先	氏名	TEL	
	Email	参加者数	約 人
開催内容	<p>○話し合いたいテーマについて書ける範囲でご記入ください。</p> <p>開催内容や役割分担について、事前打ち合わせをさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p>		

【お問い合わせ】

旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口） 奥村、打木、板橋  
TEL : 954-6028、FAX : 955-3341、Email : [as-chiikiryouku@city.yokohama.jp](mailto:as-chiikiryouku@city.yokohama.jp)

## 各種要望の連絡先 フローチャート



## 地域からの御意見・御要望の取りまとめについて

旭区では、各自治会・町内会からの御意見・御要望につきましては、タウンミーティングとは別途対応させていただきます。つきましては、御意見・御要望がある場合は、各地区連合で取りまとめのうえ、別添の要望書を提出ください。

## 1 受付期間、提出先

受付期間：令和5年7月28日（金）まで

※ 緊急に対応が必要な案件がある場合は、随時、御提出いただければ対応いたします。

提出先：Eメール：[as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp](mailto:as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp)

区役所窓口：旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口）

※総括支援担当へ直接お渡しいただいても構いません。

## 2 対象となる内容

防災、防犯、市民利用施設の補修など

※各種要望の相談先につきましては、別紙1「各種要望の連絡先フローチャート」を参照ください。

（既に電話や窓口、文書等で、直接所管課に御連絡いただいている場合は、改めて御提出いただく必要はありません。）

## 3 回答時期

案件の内容にもよりますが、要望書をいただいてから、概ね2か月程度で回答させていただきます。

## 【土木事務所への直接依頼について】

道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等土木事務所に関連する案件は、より迅速且つ正確に対応する必要があるため、下記のいずれかの方法で直接、旭土木事務所に御連絡をお願いします。

■お電話：045-953-8801 ■F A X：045-952-1518

■電子メール：[do-asahiiken@city.yokohama.jp](mailto:do-asahiiken@city.yokohama.jp)

※F A Xや電子メールによる要望につきましては旭土木事務所から内容の確認の御連絡をさせていただきます場合がありますので予めご了承下さい。その際に以下の項目を伝えてください。

- ①連合自治会町内会名称
- ②要望場所（旭区〇〇町1丁目〇番の住所及び目標施設）
- ③要望内容（例：ガードレールの補修、道路の穴埋め、公園施設の補修）
- ④要望者のお名前、御住所、電話番号
- ⑤現場写真（添付可能な場合）

## 【お問い合わせ】

旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口）奥村、打木、板橋

TEL：954-6028、FAX：955-3341、Email：[as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp](mailto:as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp)

旭区長あて

地区連合自治会町内会名： \_\_\_\_\_

会長・氏名 \_\_\_\_\_

## 要 望 書

次のとおり、 \_\_\_\_\_ 地区の要望書を提出しますので、回答願います。

要望に関する連絡先 自治会・町内会名： _____ 氏 名： _____ 電 話 番 号： _____
--

※御要望の種類について該当するところにレ点を入れてください。

市民利用施設の整備 市民利用施設の補修 防災 防犯

その他 ( \_\_\_\_\_ )

※注意…道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等の御要望は直接土木事務所へ御連絡ください。

要望の要旨	説 明	備考
		別紙資料  有 ・ 無 ※○をつけてください。

<記入する上での注意事項>

- (1) 要望書作成にあたっては、別紙の記入例を参考に、1件につき1枚の様式を使って御記入ください。  
御要望が複数ある場合は、コピーしてお使いください。
- (2) 特定の場所に関する要望の場合は、地図等を添付してください。
- (3) **市役所以外の関係行政機関・団体（警察署・公共交通機関等）及び土木事務所に対する御意見・御要望は、該当機関に直接提出してください。**（要望書作成等の御相談は随時お受けします。）
- (4) 緊急対応が必要な場合や、要望内容の詳細をお聞きする場合がありますので、要望内容について詳しい方の連絡先（氏名及び電話番号）を必ず御記入ください。また、御記入いただいた連絡先は、関係部署、機関（区・市役所の各局、県・国の機関、警察署等）にお知らせし、関係部署、機関から直接詳細をお伺いする場合がありますので御承知おきください。
- (5) **地区連合自治会町内会名、連合自治会長の役職・氏名は、開示請求の際の開示対象**となります。あらかじめ、御了承ください。

# 記入例

旭区長あて

要望書が複数ある場合は、地区連合でとりまとめをお願いします。また、1枚ずつ地区連合町内会長名を御記入の上、総括支援担当へ御提出ください。

令和 年 月 日

●●地区連合自治会町内会  
会長 ▲▲ ▲▲

地区連合自治会町内会名、連合町内会長の役職・氏名は、原則、開示請求の開示対象です。

## 要 望 書

次のとおり、●●地区の要望書を提出しますので、回答願います。

自治会・町内会名は、原則、開示の対象です。

要望に関する連絡先

自治会・町内会名：あさひさんさん自治会

氏名：旭 太郎

電話番号：045-954-6028

要望に関する連絡先の氏名、電話番号は、非開示です。

※御要望の種類について該当するところにレ点を入れてください。

市民利用施設の整備

市民利用施設の補修

防災

その他

その他（

）

※注意…道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等の御要望は直接土木事務所へ御連絡ください。

要望の要旨	説明	備考
	<p>★<b>要望の背景や経緯、場所（住所）、要望する理由などを含めて、具体的にお書きください。</b></p> <p>※これまで、既に電話や窓口、文書等で、直接所管の部署に御意見・御要望等を御連絡いただいていた内容については、あらためて御提出いただく必要はありません。</p>	<p>別紙資料</p> <p>有・無</p> <p>※○をつけてください。</p>

< 記入する上での注意事項 >

- （1）要望書作成にあたっては、別紙の記入例を参考に、1件につき1枚の様式を使って御記入ください。御要望が複数ある場合は、コピーしてお使いください。
- （2）特定の場所に関する要望の場合は、地図等を添付してください。
- （3）**市役所以外の関係行政機関・団体（警察署・公共交通機関等）及び土木事務所に対する御意見・御要望は、該当機関に直接提出してください。**（要望書作成等の御相談は随時お受けします。）
- （4）緊急対応が必要な場合や、要望内容の詳細をお聞きする場合がありますので、要望内容について詳しい方の連絡先（氏名及び電話番号）を必ず御記入ください。また、御記入いただいた連絡先は、関係部署、機関（区・市役所の各局、県・国の機関、警察署等）にお知らせし、関係部署、機関から直接詳細をお伺いする場合がありますので御承知おきください。
- （5）**地区連合自治会町内会名、連合自治会長の役職・氏名は、開示請求の際の開示対象**となります。あらかじめ、御了承ください。